

厚岸町規則第27号

厚岸町精神障害者通所交通費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町精神障害者通所交通費助成規則の一部を改正する規則

厚岸町精神障害者通所交通費助成規則（平成19年厚岸町規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「者を除く」を「場合又は法令若しくは他の条例、規則等により、助成を受けられる場合は、助成の対象としないものとする」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。